## ◆全国商工会会員福祉共済加入年齢早見表(2014年11月~2015年10月加入)

●傷害プラン ●傷害ライトプラン ●医療特約 ●トータル「がん」プラン

(各プラン共通:満6歳~65歳) 基準日:2014年11月1日

生年月日	年齢	生年月日	年齢
昭和23年(1948年)11月2日 ~ 昭和24年(1949年)11月1日	65	昭和63年(1988年)11月2日 ~ 平成元年(1989年)11月1日	25
昭和24年(1949年)11月2日 ~ 昭和25年(1950年)11月1日	64	平成元年(1989年)11月2日 ~ 平成 2年(1990年)11月1日	24
昭和25年(1950年)11月2日 ~ 昭和26年(1951年)11月1日	63	平成 2年(1990年)11月2日 ~ 平成 3年(1991年)11月1日	23
昭和26年(1951年)11月2日 ~ 昭和27年(1952年)11月1日	62	平成 3年(1991年)11月2日 ~ 平成 4年(1992年)11月1日	22
昭和27年(1952年)11月2日 ~ 昭和28年(1953年)11月1日	61	平成 4年(1992年)11月2日 ~ 平成 5年(1993年)11月1日	21
昭和28年(1953年)11月2日 ~ 昭和29年(1954年)11月1日	60	平成 5年(1993年)11月2日 ~ 平成 6年(1994年)11月1日	20
昭和29年(1954年)11月2日 ~ 昭和30年(1955年)11月1日	59	平成 6年(1994年)11月2日 ~ 平成 7年(1995年)11月1日	19
昭和30年(1955年)11月2日 ~ 昭和31年(1956年)11月1日	58	平成 7年(1995年)11月2日 ~ 平成 8年(1996年)11月1日	18
昭和31年(1956年)11月2日 ~ 昭和32年(1957年)11月1日	57	平成 8年(1996年)11月2日 ~ 平成 9年(1997年)11月1日	17
昭和32年(1957年)11月2日 ~ 昭和33年(1958年)11月1日	56	平成 9年(1997年)11月2日 ~ 平成10年(1998年)11月1日	16
昭和33年(1958年)11月2日 ~ 昭和34年(1959年)11月1日	55	平成10年(1998年)11月2日 ~ 平成11年(1999年)11月1日	15
昭和34年(1959年)11月2日 ~ 昭和35年(1960年)11月1日	54	平成11年(1999年)11月2日 ~ 平成12年(2000年)11月1日	14
昭和35年(1960年)11月2日 ~ 昭和36年(1961年)11月1日	53	平成12年(2000年)11月2日 ~ 平成13年(2001年)11月1日	13
昭和36年(1961年)11月2日 ~ 昭和37年(1962年)11月1日	52	平成13年(2001年)11月2日 ~ 平成14年(2002年)11月1日	12
昭和37年(1962年)11月2日 ~ 昭和38年(1963年)11月1日	51	平成14年(2002年)11月2日 ~ 平成15年(2003年)11月1日	11
昭和38年(1963年)11月2日 ~ 昭和39年(1964年)11月1日	50	平成15年(2003年)11月2日 ~ 平成16年(2004年)11月1日	10
昭和39年(1964年)11月2日 ~ 昭和40年(1965年)11月1日	49	平成16年(2004年)11月2日 ~ 平成17年(2005年)11月1日	9
昭和40年(1965年)11月2日 ~ 昭和41年(1966年)11月1日	48	平成17年(2005年)11月2日 ~ 平成18年(2006年)11月1日	8
昭和41年(1966年)11月2日 ~ 昭和42年(1967年)11月1日	47	平成18年(2006年)11月2日 ~ 平成19年(2007年)11月1日	7
昭和42年(1967年)11月2日 ~ 昭和43年(1968年)11月1日	46	平成19年(2007年)11月2日 ~ 平成20年(2008年)11月1日	6
昭和43年(1968年)11月2日 ~ 昭和44年(1969年)11月1日	45		
昭和44年(1969年)11月2日 ~ 昭和45年(1970年)11月1日	44	●シニア傷害プラン(満66歳~80歳)	
昭和45年(1970年)11月2日 ~ 昭和46年(1971年)11月1日	43	●シニア医療特約(満66歳~74歳)*	
昭和46年(1971年)11月2日 ~ 昭和47年(1972年)11月1日	42	●シニアトータル「がん」プラン(満66歳~74歳)* <b>基準日:2014</b>	年11月1日
昭和47年(1972年)11月2日 ~ 昭和48年(1973年)11月1日	41	生年月日	年齢
昭和48年(1973年)11月2日 ~ 昭和49年(1974年)11月1日	40	昭和 8年(1933年)11月2日 ~ 昭和 9年(1934年)11月1日	80
昭和49年(1974年)11月2日 ~ 昭和50年(1975年)11月1日	39	昭和 9年(1934年)11月2日 ~ 昭和10年(1935年)11月1日	79
昭和50年(1975年)11月2日 ~ 昭和51年(1976年)11月1日		Main 0 1 (100 1 1 / 11/32 Main 10 1 (1000 1 / 11/31 M	
#H1H00+(1370+)11732H #H1H01+(1370+)11731H	38	昭和10年(1935年)11月2日 ~ 昭和11年(1936年)11月1日	78
昭和51年(1976年)11月2日 ~ 昭和52年(1977年)11月1日	38 37	昭和10年(1935年)11月2日 ~ 昭和11年(1936年)11月1日 昭和11年(1936年)11月2日 ~ 昭和12年(1937年)11月1日	78 77
		昭和10年(1935年)11月2日 ~ 昭和11年(1936年)11月1日	-
昭和51年(1976年)11月2日 ~ 昭和52年(1977年)11月1日	37	昭和10年(1935年)11月2日 ~ 昭和11年(1936年)11月1日 昭和11年(1936年)11月2日 ~ 昭和12年(1937年)11月1日	77
昭和51年(1976年)11月2日 ~ 昭和52年(1977年)11月1日 昭和52年(1977年)11月2日 ~ 昭和53年(1978年)11月1日	37 36	昭和10年(1935年)11月2日 ~ 昭和11年(1936年)11月1日 昭和11年(1936年)11月2日 ~ 昭和12年(1937年)11月1日 昭和12年(1937年)11月2日 ~ 昭和13年(1938年)11月1日	77 76
昭和51年(1976年)11月2日 ~ 昭和52年(1977年)11月1日 昭和52年(1977年)11月2日 ~ 昭和53年(1978年)11月1日 昭和53年(1978年)11月2日 ~ 昭和54年(1979年)11月1日	37 36 35	昭和10年(1935年)11月2日 ~ 昭和11年(1936年)11月1日 昭和11年(1936年)11月2日 ~ 昭和12年(1937年)11月1日 昭和12年(1937年)11月2日 ~ 昭和13年(1938年)11月1日 昭和13年(1938年)11月2日 ~ 昭和14年(1939年)11月1日	77 76 75
昭和51年(1976年)11月2日 ~ 昭和52年(1977年)11月1日 昭和52年(1977年)11月2日 ~ 昭和53年(1978年)11月1日 昭和53年(1978年)11月2日 ~ 昭和54年(1979年)11月1日 昭和54年(1979年)11月2日 ~ 昭和55年(1980年)11月1日	37 36 35 34	昭和10年(1935年)11月2日 ~ 昭和11年(1936年)11月1日 昭和11年(1936年)11月2日 ~ 昭和12年(1937年)11月1日 昭和12年(1937年)11月2日 ~ 昭和13年(1938年)11月1日 昭和13年(1938年)11月2日 ~ 昭和14年(1939年)11月1日 昭和14年(1939年)11月2日 ~ 昭和15年(1940年)11月1日	77 76 75 74 73 72
昭和51年(1976年)11月2日 ~ 昭和52年(1977年)11月1日 昭和52年(1977年)11月2日 ~ 昭和53年(1978年)11月1日 昭和53年(1978年)11月2日 ~ 昭和54年(1979年)11月1日 昭和54年(1979年)11月2日 ~ 昭和55年(1980年)11月1日 昭和55年(1980年)11月2日 ~ 昭和56年(1981年)11月1日	37 36 35 34 33	昭和10年(1935年)11月2日 ~ 昭和11年(1936年)11月1日 昭和11年(1936年)11月2日 ~ 昭和12年(1937年)11月1日 昭和12年(1937年)11月2日 ~ 昭和13年(1938年)11月1日 昭和13年(1938年)11月2日 ~ 昭和14年(1939年)11月1日 昭和14年(1939年)11月2日 ~ 昭和15年(1940年)11月1日 昭和15年(1940年)11月2日 ~ 昭和16年(1941年)11月1日	77 76 75 74 73 72 71
昭和51年(1976年)11月2日 ~ 昭和52年(1977年)11月1日 昭和52年(1977年)11月2日 ~ 昭和53年(1978年)11月1日 昭和53年(1978年)11月2日 ~ 昭和54年(1979年)11月1日 昭和54年(1979年)11月2日 ~ 昭和55年(1980年)11月1日 昭和55年(1980年)11月2日 ~ 昭和56年(1981年)11月1日 昭和56年(1981年)11月2日 ~ 昭和57年(1982年)11月1日	37 36 35 34 33 32	昭和10年(1935年)11月2日 ~ 昭和11年(1936年)11月1日 昭和11年(1936年)11月2日 ~ 昭和12年(1937年)11月1日 昭和12年(1937年)11月2日 ~ 昭和13年(1938年)11月1日 昭和13年(1938年)11月2日 ~ 昭和14年(1939年)11月1日 昭和14年(1939年)11月2日 ~ 昭和15年(1940年)11月1日 昭和15年(1940年)11月2日 ~ 昭和16年(1941年)11月1日 昭和16年(1941年)11月2日 ~ 昭和17年(1942年)11月1日	77 76 75 74 73 72
昭和51年(1976年)11月2日 ~ 昭和52年(1977年)11月1日 昭和52年(1977年)11月2日 ~ 昭和53年(1978年)11月1日 昭和53年(1978年)11月2日 ~ 昭和53年(1979年)11月1日 昭和54年(1979年)11月2日 ~ 昭和55年(1980年)11月1日 昭和55年(1980年)11月2日 ~ 昭和56年(1981年)11月1日 昭和56年(1981年)11月2日 ~ 昭和57年(1982年)11月1日 昭和57年(1982年)11月2日 ~ 昭和57年(1982年)11月1日	37 36 35 34 33 32 31	昭和10年(1935年)11月2日 ~ 昭和11年(1936年)11月1日 昭和11年(1936年)11月2日 ~ 昭和12年(1937年)11月1日 昭和12年(1937年)11月2日 ~ 昭和13年(1938年)11月1日 昭和13年(1938年)11月2日 ~ 昭和14年(1939年)11月1日 昭和14年(1939年)11月2日 ~ 昭和15年(1940年)11月1日 昭和15年(1940年)11月2日 ~ 昭和16年(1941年)11月1日 昭和16年(1941年)11月2日 ~ 昭和17年(1942年)11月1日 昭和17年(1942年)11月2日 ~ 昭和17年(1942年)11月1日	77 76 75 74 73 72 71
昭和51年(1976年)11月2日 ~ 昭和52年(1977年)11月1日 昭和52年(1977年)11月2日 ~ 昭和53年(1978年)11月1日 昭和53年(1978年)11月2日 ~ 昭和54年(1979年)11月1日 昭和54年(1979年)11月2日 ~ 昭和55年(1980年)11月1日 昭和55年(1980年)11月2日 ~ 昭和56年(1981年)11月1日 昭和55年(1980年)11月2日 ~ 昭和56年(1981年)11月1日 昭和56年(1981年)11月2日 ~ 昭和57年(1982年)11月1日 昭和57年(1982年)11月2日 ~ 昭和58年(1983年)11月1日 昭和58年(1983年)11月2日 ~ 昭和59年(1984年)11月1日 昭和59年(1984年)11月2日 ~ 昭和60年(1985年)11月1日	37 36 35 34 33 32 31 30 29 28	昭和10年(1935年)11月2日 ~ 昭和11年(1936年)11月1日 昭和11年(1936年)11月2日 ~ 昭和12年(1937年)11月1日 昭和12年(1937年)11月2日 ~ 昭和13年(1938年)11月1日 昭和13年(1938年)11月2日 ~ 昭和14年(1939年)11月1日 昭和14年(1939年)11月2日 ~ 昭和15年(1940年)11月1日 昭和15年(1940年)11月2日 ~ 昭和16年(1941年)11月1日 昭和16年(1941年)11月2日 ~ 昭和17年(1942年)11月1日 昭和17年(1942年)11月2日 ~ 昭和18年(1943年)11月1日 昭和17年(1942年)11月2日 ~ 昭和18年(1943年)11月1日	77 76 75 74 73 72 71 70
昭和51年(1976年)11月2日 ~ 昭和52年(1977年)11月1日 昭和52年(1977年)11月2日 ~ 昭和53年(1978年)11月1日 昭和53年(1978年)11月2日 ~ 昭和54年(1979年)11月1日 昭和54年(1979年)11月2日 ~ 昭和55年(1980年)11月1日 昭和55年(1980年)11月2日 ~ 昭和56年(1981年)11月1日 昭和55年(1980年)11月2日 ~ 昭和56年(1981年)11月1日 昭和56年(1981年)11月2日 ~ 昭和57年(1982年)11月1日 昭和57年(1982年)11月2日 ~ 昭和58年(1983年)11月1日 昭和58年(1983年)11月2日 ~ 昭和59年(1984年)11月1日 昭和59年(1984年)11月2日 ~ 昭和60年(1985年)11月1日	37 36 35 34 33 32 31 30 29	昭和10年(1935年)11月2日 ~ 昭和11年(1936年)11月1日 昭和11年(1936年)11月2日 ~ 昭和12年(1937年)11月1日 昭和12年(1937年)11月2日 ~ 昭和13年(1938年)11月1日 昭和13年(1938年)11月2日 ~ 昭和14年(1939年)11月1日 昭和14年(1939年)11月2日 ~ 昭和15年(1940年)11月1日 昭和15年(1940年)11月2日 ~ 昭和16年(1941年)11月1日 昭和16年(1941年)11月2日 ~ 昭和17年(1942年)11月1日 昭和17年(1942年)11月2日 ~ 昭和18年(1943年)11月1日 昭和17年(1942年)11月2日 ~ 昭和18年(1943年)11月1日 昭和18年(1943年)11月2日 ~ 昭和19年(1944年)11月1日	77 76 75 74 73 72 71 70 69

\*継続加入は満80歳以下

#### ご加入内容をご確認ください

ご加入・継続いただく前に共済商品・保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。 \*また、継続の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、担当商工会までご連絡ください。

全国商工会会員福祉共済のうち、「病気」の補償・トータル「がん」補償の一部は全国商工会連合会を保険契約者とし、商工会の会員等を被保険者(保険の対象となる方)とする、医療保険(1年契約用)・がん保険(1年契約用)団体契約です。したがいまして、保険証券の請求権、保険契約の解除権等は原則として全国商工会連合会が有します。 医療保険(1年契約用)・がん保険(1年契約用)の詳細は契約者である全国商工会連合会にお渡ししてあります保険約款、協定書によりますが、ご不明な点がありましたら全国連ならびに引受保険会社にご照会ください。

このパンフレットは全国商工会会員福祉共済・医療保険(1年契約用)・がん保険(1年契約用)の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずP13・14「重要事項説明書」をよくお読みください。

また、ご加入を申し込まれる方と被共済者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被共済者にご説明いただきますようお願い申し上げます。 引受保険会社の代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、引 受保険会社の代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

#### お申込・お問い合わせ・共済金のご請求はご加入の商工会へ



/a.l. # /a.l

〈取扱代理店〉 株式会社ふるさとサービス 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F TEL.03-3214-5710 〈引受保除会社〉

東京海上日動火災保険株式会社 [担当課]広域法人部 法人第一課東京都千代田区三番町6-4 TEL.03-3515-4147

14-T-05186 2014年8月作成

福祉共済があなたの暮らしをまもります。

全国商工会会員福祉共活

共済期間

2014年11月1日午後4時から2015年11月1日午後4時まで

2014年8月

中途加入

毎月 日午後4時の共済始期でご加入になれます



# 10万人以上の皆様にご利用いただいています。

#### がん検診で早期発見! 早期治療!

男女とも2人に1人が"がん"になる可能性があるなか、 がん検診受診は、中小企業の経営基盤を守る最も有効なリスクマネジメントです。

企業で働く皆さんのがん検診受診率向上を応援します 全国商工会連合会は、がん検診受診率向上を目指す国家プロジェクト がん検診 企業アクション 「がん検診企業アクション」の推進パートナーです。



全国商工会連合会

# 大切な、商工会会員の皆さま、だからこ そ加入できる特別な制度です!

ライフスタイルと必要補償額に応じて、加入プランをご検討いただけます!



- ※「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます
- \*1.継続加入は満85歳まで

# ータル「がん」補償

満6歳~74歳\*2

がん・けが・疾病による 入院、手術等を補償します

**トータル「がん**」プラン

**シニアトータル「がん**」プラン

\*2.継続加入は満80歳まで



### 充実安心!「けが」「病気」「がん」の補償

「けが」の補償

「病気」の補償

・ータル「がん」補償



うの

9

心配な「けが」「がん」の補償をメインに!

「けが」の補償

・ータル「がん」補償



#### 「病気 |の補償とセット加入で手厚い補償を!

「けが」の補償

「病気」の補償



### とりあえず「けが |の補償だけで!

「けが」の補償



## **-タル「がん」補償**が気に入ったので!

ータル「がん」補償

- 傷害プラン2,000円コース・3,000円コース・4,000円コース 傷害ライトプラン・シニア傷害プランがあります。
- ●「病気」の補償には
- 医療特約・シニア医療特約があります。
- ●トータル「がん |補償には
- トータル「がん」プラン・シニアトータル「がん」プランがあります。

# 補償の内容でプランを選択!

◆「けが」の補償、「病気」の補償、トータル「がん」補償の補償範囲

#### 「けがし

「けが」で死亡・後遺障害

- ·死亡共済金
- •後遺障害共済金 「けが」で通院

「けが」で入院 •傷害入院共済金 「けが」で手術

疾病入院共済金 「病気」で手術 •疾病手術共済金 「病気」で放射線治療 注2 · 放射線治療共済金

「病気 | で入院

「病気」で先進医療

「がん」になったときの補償

・がん診断共済金 ・がん入院共済金 ・がん手術共済金

## 「病気」の補償 トータル「がん」補償

※加入いただくプランの内容によって補償される金額は異なります。 注1 傷害プラン、傷害ライトプランでは、疾病入院見舞金が支払われます。

「けが」の補償

「けが|「病気|の補償 おすすめのポイント

掛金・共済金は、プラン毎に

# 年齢・性別・職種に関わりなく一律!\*

- ※ 「病気」の補償のシニア医療特約は、75歳以上で共済金額が 異なりますのでご注意ください。
- 交通事故・不慮の事故以外に 天災\*'でも「けが」の補償!
  - \*1.天災とは「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」をいいます。
- 仕事以外でも
- 国内外24時間補償!
- けがも病気も
- 日帰り入院から補償!
- けがの補償

病気の補償

\*2.継続加入は満85歳まで

- \*3.継続加入は「病気」の補償は満80歳まで

がん以外の入通院のみの場合で 10万円以下の請求額なら

スピーディな共済金支払い

注2トータル「がん」補償では、「けが」で放射線治療を受けた場合も補償します。 注3 「病気」の補償・トータル「がん」補償では、「けが」で先進医療を受けた場合も補償します。

「病気」

# -タル「がん」補償**5**つの安心

# 初期のがんでも安心!

上皮内がん等の初期のがんでも、診断共済金として、 100万円をお支払いします。

再発・転移しても安心!

一旦治癒した後、がんが再発したと診断確定さ れたときなどにも診断共済金をお支払いします。 (注1)がんの診断確定は、病理組織学的所見によりなされることを要します。診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間(ご契約期間)を通じて1回に限ります。また、2回目以降の診断共済金については、前回の診断共済金のお支払事由に該当した長終の診断確定日からその日を含めて1年を超えた期間が経過している場合に限りお支払いします。(注2)再発・転移とは、既に診断確定されたがんを治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたことをいいます。

がんの入院はもちろん、病気・けがの入院も、 日帰り入院から補償します。

手術も安心!

がんの手術はもちろん、病気・けがで所定の手術を 受けられたとき、何度でも補償します。

※傷の処置、抜歯、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術や お支払回数に制限がある手術があります。 お支払対象となる手術については「約款」をご覧ください。

先進医療に係る費用が全額自己負担となる 所定の先進医療を受けられたとき、何度でも 補償します。通算支払限度はありません。

「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、 厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣 が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる ものに限ります。)をいいます。(詳細については厚生労働省のホーム

なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になって いる療養は先進医療とはみなされません。(共済期間中に対象となる 先進医療は変動します。

このような お支払いを しました。

- ●雨の道路で自動車を運転中に、スリップして道路脇の電柱に激突して死亡しました。 死亡(交通事故)で10.000.000円(傷害プラン2,000円コース)のお支払いをしました。
- ●作業中に旋盤に右手を巻き込まれて、親指を**切断**しました。 後遺障害10級(不慮の事故)、手術(切断四肢再接合術)、入院37日、通院14日で 合計606.000円(傷害ライトプラン)のお支払いをしました。

# 「けが」と「病気」の補償 掛金と共済金

				「けが」	 の補償	
	加入プラ	ラン	傷害プラン			傷害ライト
			<b>2,000</b> 円コース	3,000円コース	4,000円コース	プラン*1
	契約年齢(	注1)	満 <b>6</b> 歳〜 <b>65</b> 歳 (継続加入は満74歳まで) 継続加入で75歳	満 <b>6</b> 歳〜 <b>65</b> 歳 (継続加入は満74歳まで) 成となった場合はシニア傷害プランに自動	満 <b>6</b> 歳~ <b>65</b> 歳 (継続加入は満74歳まで) 的に移行します。	満 <b>6</b> 歳~ <b>65</b> 歳 (継続加入は満74歳まで)
	月払掛金		<b>2,000</b> 円	3,000円	<b>4,000</b> ⊞	1,000円
		交通事故	1,000万円	1,500万円	2,000万円	400万円
	死亡 共済金	不慮の事故	800万円	1,200万円	1,600万円	300万円
	77//1302	天災	400万円	600万円	800万円	100万円
		交通事故	1,000万円~10万円	1,500万円~15万円	2,000万円~20万円	400万円~4万円
	後遺障害 共済金	不慮の事故	800万円~8万円	1,200万円~12万円	1,600万円~16万円	300万円~3万円
	/\/\ <u>\</u>	天災	400万円~4万円	600万円~6万円	800万円~8万円	100万円~1万円
	手術の種類により(注2) 手術	交通事故 不慮の事故	20・10・5万円	30・15・7.5万円	40・20・10万円	10・5・2.5万円
	共済金	天災	10·5·2.5万円	15・7.5・3.75河	20・10・5万円	5·2.5·1.25万円
	入院 共済金*3 (1日あたり)	交通事故 不慮 <b>の</b> 事故	<b>8,000</b> 円 (1日目~1,000日目)	12,000円 (1日目~1,000日目)	16,000円 (1日目~1,000日目)	<b>4,000</b> 円 (1日目~1,000日目)
共済金額		天災	<b>4,000</b> 円 (1日目~1,000日目)	<b>6,000</b> 円 (1日目~1,000日目)	8,000円 (1日目~1,000日目)	<b>2,000</b> 円 (1日目~1,000日目)
額	通院 共済金 <sup>*4</sup> (1日あたり)	交通事故 不慮の事故	<b>3,000</b> 円 (3日~100日目)	<b>4,500</b> 円 (3日~100日目)	<b>6,000</b> 円 (3日~100日目)	1,500円 (3日目~100日目)
		天災	<b>1,500</b> 円 (3日~100日目)	<b>2,250</b> 円 (3日~100日目)	<b>3,000</b> 円 (3日~100日目)	<b>750</b> 円 (3日~100日目)
	疾病入院 見舞金 <mark>*5</mark>	疾病による 継続した 30日以上の入院	<b>5</b> 万円	<b>7.5</b> 万円	10万円	2.5万円
	疾病入院共済金 (1日あたり) 疾病手術共済金(注2)					
				「けが」の補償と併せて		
	放射線治療共	放射線治療共済金(注2)		「病気」の補償を ご検討ください		「病気」の補償をご検討ください
	先進医療	共済金				
	メディカルア	シスト		なし		なし
<b>41</b>	佐宝ニノレプニヽ./医療的	±幼の仕世を問わず	こうしょう しゅうしょ クロング シャップ しゅう シャップ しゅう シャップ しゅう	- 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(通常は接骨障・整骨障かどの名称)の施	いては、すべての共済期間を通

- \*1. 傷害ライトプラン(医療特約の付帯を問わず)のみのご加入はできません。傷害ライトプ ランへの加入は、新規加入においては被共済者のうち1名以上、追加加入においては 既加入被共済者のうち1名以上が、傷害ライトプラン以外であることを要件とします。 \*2. 月払掛金1,000円に含まれる東京海上日動火災保険株式会社の医療保険
  - 詳細はP7~10補償のあらましをご覧ください の保険料は200円です。(前記保険料は、団体割引30%、損害率による割引35%を適用した場合の保険料です。) \*5. 疾病入院見舞金は毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が65 歳以下の被共済者の方が対象となります。
- \*3.6~12歳および66歳以上は3日目からの補償となります。
- \*4. 上記表にかかわらず、柔道整復師(通常は接骨院・整骨院などの名称)の施 術のための通院日数については、約款に定める日数を支払い限度とします (①骨折60日以内、②不全骨折40日以内、③脱臼、捻挫、打撲30日以内)。
- ただし、見舞金の支払いは毎共済期間1回に限ります。なお、同一疾病につ

305万円~5万円\*6

あり

いては、すべての共済期間を通じて1回のみとします。

\*6. 疾病による入院共済金1日あたりの支給額、疾病手術共済金、放射線治療 共済金、先進医療共済金の支給額のうち、東京海上日動火災保険株式会 社の医療保険が下記の金額を補償します。

疾病入院共済金:750円 疾病手術共済金:30,000·7,500·3,750円 放射線治療共済金:7,500円 先進医療共済金:457,500円~7,500円 \*7. 1日とは日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、1日だけ入院と同じような形

「病気」の補償

医療特約

満6歳~65歳 66歳となった場合はシニア医 療特約に自動的に移行します。

1.000円\*2

「病気」の補償のみの ご加入は

できません

**5,000**円\*6 (1日~120日まで)\*7

重大手術 20万円 入院中 5万円 入院以外 2.5万円

**5**万円\*6

1回のお支払いは実費の 約半額程度となります。

なし

「けが」の補償と併せて

「病気」の補償を

ご検討ください

「けが」の補償 シニア傷害 シニア医療特約 プラン

満66歳~80歳 (継続加入は満85歳まで)

2,000円

700万円

500万円 100万円

700万円~7万円

500万円~5万円

100万円~1万円

10.5.2.5万円

5·2.5·1.25 万円

**5,000**⊟ (3日目~1,000日目)

**2,500** ₱ (3日目~1,000日目)

1,500⊞ (3日~100日目)

**750**⊟ (3日~100日目)



「病気」の補償

満66歳~74歳(継続加入は満80歳まで)

1.000円\*2

「病気」の補償のみの

ご加入は

できません

**4,000**円\*6

75歳以上は2,000円\*6

重大手術\*8 16万円\*6 入院中 4万円 入院以外 2万円

75歳 重大手術\*8 8万円\*6 以上は入院中2万円 入院以外 1万円

**4**万円 \*6

75歳以上は 2万円 \*6

244万円~4万円\*6 約4割程度となります。

75歳以上は**122**万円~**2**万円\*6 1回のお支払いは実費の 約2割程度となります。

あり

で病室を使用した場合などのことをいい、治療費領収書または医療費請求

- がんに対する開頭・開胸・開腹手術や日本国内で行われた、心臓移植等の 約款に列挙された所定の手術をいいます。
- (注1)2014年11月1日時点での満年齢をいいます。 (注2)手術・放射線治療の種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対 象とならない場合があります。

書の「入院料等」の有無を確認し判断します。

# トータル「がん」補償 掛金と共済金

	加入プラン	トータル「がん」プラン	シニアトータル「がん」プラン		
契約年齢(注1)		満 <b>6</b> 歳〜 <b>65</b> 歳 66歳となった場合はシニアトータル「がん」 プラン( <b>6,000</b> 円)に自動的に移行します。	満 <b>66</b> 歳〜 <b>74</b> 歳 (継続加入は満80歳まで)		
	月払掛金	3,000円*1	<b>6,000</b> 円*1		
	がん診断共済金	えた 入院の有無にかかる	されたとき <sup>(注2)</sup> 、 わらず一時金として <b>〕</b> 万円		
	がん手術共済金(注3)		類により ~ <b>7.5</b> 万円		
共落	がん入院共済金 (1日あたり)		<b>00</b> 円 <sup>*2</sup> 無制限)		
共済金額	病気・けがの手術共済金(注3) (傷害手術共済金・ 疾病手術共済金)	重大手術* <sup>3</sup> 入院中 入院以外	— <u></u>		
	病気・けがの入院共済金 (傷害入院共済金・疾病入院共済金) (1日あたり)	<b>5,000</b> 円 (1日~120日まで)*2			
	放射線治療共済金(達3)	5万円			
	先進医療共済金	57	円~ <b>5</b> 万円 D約半額程度となります。		
	メディカルアシスト	ه. ه	5b		

- ●新規ご加入の場合、共済期間の初日よりその日を含めて90日(待機期間)を経過した日までにがんと診断確定された場合は、がん診断共済金・がん手術共済金・がん
- 入院共済金はお支払いできません。

  ●同一事故において、がん手術共済金と病気・けがの手術共済金およびがん入院共済金と病気・けがの入院共済金はそれぞれ重複してお支払いしません。
  (注1)2014年11月1日時点での満年齢をいいます。

- (注2)がんの診断確定は、病生組織学的所見によりなされることを要します。診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間を通じて1回に限ります。また、2回目以降の診断共済金のお支払は、それ以前の診断共済金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。
- (注3) 手術・放射線治療の内容・種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。 \*1. 月払掛金3,000円、月払掛金6,000円に含まれる東京海上日動火災保険株式会社の医療保険の保険料は220円、がん保険の保険料は140円です。がん保険は前述のとおり新規ご加入の方の場合は待機期間があるため、ご加入初年度の保険料は安くなっています。2年目以降のがん保険の保険料は180円となります。(前記保険料は、団 体割引30%、損害率による割引35%を適用した場合の保険料です。)

支給額のうち、東京海上日動火災保険株式会社のがん保険・医療保険が下記の金額を補償します。

- 支給額のつち、東京海上日動火災保険株式会社のがん保険・医療保険がト記の金額を補償します。 がん診断共済金:15万円 がん手術共済金:60,000円~7,500円がん入院共済金:1,500円病気・けがの入院共済金:750円 病気・けがの手術共済金:30,000円、7,500円、3,750円放射線治療共済金:7,500円先進医療共済金:457,500円~7,500円 共済金をお支払いする場合、お支払いする共済金、共済金をお支払いしない主な場合については、後記「補償のあらまし」をご覧ください。 1日とは日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをいい、治療費領収書または医療費請求書の「入院料
- \*3. 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術や日本国内で行われた、心臓移植等の約款に列挙された所定の手術をいいます。





-生涯のうち、男性の**55.7**%、女性の**41.3**%は**がん**になると言われています。

財団法人がん研究振興財団「がんの統計'12」



- がんに打ち克つための共済です!!
- ●「上皮内がん」・「白血病」も補償します!!

# ご加入方法

共済(補償)期間 2014年11月1日午後4時から2015年11月1日午後4時まで 中途加入の場合、毎月1日午後4時から2015年11月1日午後4時まで

申込締切 各月のお申込締切については、ご加入の商工会にお問い合わせ下さい。 当月締切までにお申込いただくと、翌月1日午後4時に共済が開始します。

新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

で加入できる方 商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族であって 健康な方が対象となります。(「病気」の補償およびトータル「がん」補償の場合、健康に関する告知義務があります。) ※ただし2014年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・トータル「がん」プランでは

「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

ご加入にあたっては加入依頼書兼預金口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、 ご加入手続き ご加入の商工会にご提出ください。

掛金は、共済開始月の当月から毎月27日(金融機関の休業日である場合には翌営業日)に引落し されますので全く手間がかかりません(通帳には「NSショウコウカイF」、「ニコス」、「NICOS」等と記帳 されます)。

加入者証 加入者証は共済開始月の中旬以降にお送りいたします。 加入者証が届きましたら、ご契約内容をご確認のうえ、大切に保管してください。 ※加入者証が届くまで、加入依頼書4枚目の加入者控をお手元に保管しておいてください。

ご加入は各プラン毎に □となります。 加入限度

### 「病気」の補償とトータル「がん」補償についてのご案内

●「病気」の補償は、全国商工会連合会(以下、全国連)の自家共済と東京海上日動火災保険株式会社の医療保険(1年契約用)、トータル「がん」補償 は、同じく全国連の自家共済と東京海上日動火災保険株式会社の医療保険(1年契約用)、がん保険(1年契約用)が共同で引受を行う制度です。 東京海上日動火災保険株式会社の医療保険(1年契約用)、がん保険(1年契約用)は、全国連が保険契約者となる団体契約であり、保険証券を請求 する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国連が有します。

#### お支払手続きについて

- ●本「病気」の補償、トータル「がん」補償では前述の通り、東京海上日動火災保険株式会社が補償の一部をお引受していますが、共済金および保険金の お受け取り手続きをされるときは、全国連を通じ所定の手続きで、全国連あてにご請求をお願いします。お支払いは東京海上日動火災保険株式会社の 保険金を含めて全国連が行います。
  - (東京海上日動火災保険株式会社の保険金については、まず被保険者から保険金支払い指図をいただき、全国連にお支払いします。全国連は共済金 と保険金を合算して「病気」の補償、トータル「がん」補償の全額を被共済者および被保険者にお支払いいたします。)
- ●共済金および保険金のお受け取り手続きの際に、全国連または東京海上日動火災保険株式会社がご請求された方への連絡、調査を直接行うことがあります。



# 補償のあらまし

補償	項目	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いしない主な場合		
	死亡共済金	急激かつ偶然な外来の事故または交通 事故等(注)によりけがをされ、事故の日からその日を含めて1年以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡共済金額の全額をお支払いします。 注:既に支払った後遺障害共済金がある場合は、 死亡共済金額から既に支払った後遺障害共済 金を控除した残額をお支払いします。	〈その1〉以下を原因とするけが ●加入者、被共済者(共済の対象となる方)や 共済金受取人の故意または重大な過失 ●闘争行為や自殺・犯罪行為 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療		
	共 済 金 害	急激かつ偶然な外来の事故または交通 事故等 (注) によりけがをされ、事故の日 からその日を含めて1年以内に身体に後 遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害共済 金額の1%~100%をお支払いします。 注:共済期間(共済のご契約期間)を通じ合算し て死亡・後遺障害共済金額が限度となります。	・		
傷	入院共済金	急激かつ偶然な外来の事故または交通 事故等(注)によりけがをされ、平常の業 務に従事することまたは平常の生活がで きなくなり、かつ、事故の日からその日を含 めて1年以内に入院を開始された場合	入院の日数(実日数)に対して、1日につき入院共済金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて1,000日以内の入院に限ります。注:入院共済金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりけがをされても入院共済金は重複してはお支払いできません。	〈その2〉以下の状態にある間に生じたけが ●無免許運転、酒酔・酒気帯び運転、麻薬等 を使用しての運転中 ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登は ん、リュージュ、ボブスレー、ハンググライダー などの危険な運動中		
害	手術共済金	急激かつ偶然な外来の事故または交通 事故等(注)によりけがをされ、その治療 のため、事故の日からその日を含めて1年 以内に病院または診療所において所定 の手術を受けられた場合	手術の種類に応じて入院共済金日額に定められた倍率を乗じた金額をお支払いします。ただし、1 事故につき事故の日からその日を含めて1年以内の手術1回に限ります。	●自動車等の乗用具による競技または試運 転等の間 など 〈その3〉以下の症状または事由 ●他覚症状のないむち打ち症および腰痛		
	通院共済金	急激かつ偶然な外来の事故または交通 事故等(注)によりけがをされ、平常の業 務に従事することまたは平常の生活に 支障が生じ、かつ、事故の日からその日を 含めて1年以内に通院(往診を含みま す。)を開始し、医師の治療を受けられた 場合	通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院共済金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて1年以内の通院に限り、98日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、共済金をお支払いできません。注:入院共済金と重複してはお支払いできません。また、通院共済金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりけがをされても通院共済金は重複してはお支払いできません。	など		
H H H H H H H	疾病入院見舞金	毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が65歳以下の被共済者が疾病により医師の治療を受けるために継続して30日以上入院された場合。ただし、見舞金の支払いは、毎共済期間1回とします。	該当する入院に対して、疾病入院見舞金をお支払いします。なお、一度支払い対象となった疾病は、その後の各共済期間において二度と対象とはなりません。	上記傷害(死亡共済金・後遺障害共済金・入院共済金・通院共済金)の「共済金をお支払いしない主な場合」(脳疾患、疾病、心神喪失、流産を除く)と以下の事由による身体障害を被った場合 ●被共済者の正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない検査、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの、美容上の処置に伴う入院 ●入院の原因となった発病の時が、共済契約が有効に成立する前であるとき		

- ●傷害におけるけがには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、以下のよう な急激性、偶然性、外来性を欠くケースについては、共済金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- ・職業病、テニス肩 等
  (注) 交通事故等とは以下のものをいいます。●運行中の交通乗用具(自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等)との衝突、接触等の交通事故●運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故●乗客として駅の改和日本のでから出るまでの駅構内における事故●道路通行中の建物の倒壊、建物からの物ので、 の落下、崖崩れ、土砂崩れ、岩石等の落下、火災または破裂・爆発等による事故●建物または交通乗用具の火災による事故 等

上記表にかかわらず柔道整復師(通常は接骨院・整骨院などの名称)の施術のための通院日数については、約款に定める日数を支払限度とします(①骨折 60日以内、②不完全骨折40日以内、③脱臼、捻挫、打撲30日以内)。 ●手術の中で、単なる皮膚縫合等はお支払いの対象外となります。

## ◆「病気」の補償

既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、掛金が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認 ください。

共済金	共済金をお支払いする場合	共済期間と支払責任の関係	お支払いする共済金	共済金を
疾病入院共済金	被共済者(共済の対象となる方)が 疾病を被り、その直接の結果として、 その疾病の治療を直接の目的として入院したとき ※疾病入院共済金が支払われる 入院中、さらに別の疾病を被った 場合でも疾病入院共済金は重 複してはお支払いできません。	被共済者が共済期間中に疾病を被り入院を開始することを要します(*1)。 (ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った疾病を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、共済金お支払いの対象となります。)	疾病入院共済金日額×入院期間(1回の入院(*3)について、疾病入院共済金支払限度期間に規定する日数が支払限度日数となります。)	お支払いしない主な場合  1.以下の事由による身体障害を被った場合 ①加入者、被共済者や共済企量大な過失 ②自殺行為・犯罪行為・闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、
疾病手術共済金	被共済者(共済の対象となる方)が 疾病を被り、その治療を直接の目的 として、共済期間中に公的医療保 険制度に基づく医科診療報酬点 数表により手術料の算定対象とし て列挙されている手術を受けたとき	被共済者が共済期間中に疾病を被り手術を受けることを要します(*1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った疾病を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた手術については、共済金お支払いの対象となります。)	重大手術(*5) 疾病入院共済金日額の40倍 上 入院中 疾病入院共済金日額の10倍 入院中 疾病入院共済金日額の5倍	党を使用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
放射線治療共済金	被共済者(共済の対象となる方)が 疾病を被り、その治療を直接の目的 として、共済期間中に公的医療 険制度に基づく医科診療報酬点 数表により放射線治療料の算定 対象として列挙されている放射線 治療を受けたとき	被共済者が共済期間中に疾病を被り放射線治療を受けることを要します(*1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った疾病を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた放射線治療については、共済金お支払いの対象となります。)	疾病入院共済金日額×10倍 ※血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	これらの事由に随伴して生じた事由に随伴して生じた事故の利行の執行の執行を事を原因とする事故の、のではなりによりによりになる。これで表した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
先進医療共済金	被共済者(共済の対象となる方)が傷害または疾病を被り、その直接の結果として、先進医療を受けたとき「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、集進医療ごとに厚生労働大臣が定める病院または診療所においてすっ。をいいます。)をいいます。(詳細につびをご参照ください。)なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。(共済期間中に対象となる先進医療は変動します。)	被共済者が共済期間中に傷害または疾病を被り先進医療を受けることを要します(*2)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った傷害または疾病を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた先進医療については、共済金お支払いの対象となります。)	疾病入院共済金日額×先進医療 の技術に係る費用に応じて(10 倍~610倍)	はよりのは、は、1. (4) (5) (6) (2. (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
*2 *3 ( 	この共済契約が継続契約である場合。みます。 1回の入院(※)について120日が支払 ※)「1回の入院」とは次のいずれかに 入院を開始してから退院をするまでの終入院を終了した後、その入院が終入院といいます。ただし、入院が終入院と場合は、前の入院とは以下の手術と医と上重すする特約が自動セットされています。)①がんに対する開頭・開胸・開腹・稀護・腎臓の全体または一部の	亥当する入院をいいます。 継続した入院 なった疾病(*4)によって再入院した場合 た日からその日を含めて6ヶ月を経過した日 しして取扱います。 でな関係がある疾病を含みます。 っただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。 すおよび四肢切断術(②脊髄腫瘍摘出術 争脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術	に傷害または疾病を被った場合を含いは、再入院と前の入院とを合わせたの翌日以降に被共済者が再入院しず。(重大手術の支払倍率変更に関す、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫40日本国内で行われた、心臓・肺・	

# 補償のあらまし

### ◆トータル「がん」補償(医療保険部分)

既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、掛金が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認くだ し」 抽出されば 1 防 てはさよしょ 月 人が /人法在学訓医在状況によけず 1 防 てはがものようよ )に出されたよった。

傷害		等により、被共済者が入院・手術をされ	れた場合等(介護療養型医療施設における	る入院・手術等を除きます。)に共済金をおる	
	共済金 等の種類	共済金をお支払いする場合	共済期間と支払責任の関係	お支払いする共済金	共済金を お支払いしない主な場合
	傷害入院共済金	被共済者(共済の対象となる方)が傷害を被り、その直接の結果として、その傷害の治療を直接の目的として入院したとき ※傷害入院共済金が支払われる入院中、さらに別の傷害を被った場合でも傷害入院共済金は重複してはお支払いできません。	被共済者が共済期間中に傷害を被り入院を開始することを要します(*1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った傷害を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、共済金お支払いの対象となります。)	傷害入院共済金日額×入院期間 (1回の入院(*2)について、傷害入 院共済金支払限度期間に規定する 日数が支払限度日数となります。)	1. 以下の事由による身体障害を被った場合 ①加入者、被共済者や共済金受重大な過程を表現の過程を表現の過程を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
	傷害手術共済金	被共済者(共済の対象となる方) が傷害を被り、その治療を直接の 目的として、共済期間中に公的 医療保険制度に基づく医科診 療報酬点数表により手術料の 算定対象として列挙されている 手術を受けたとき	被共済者が共済期間中に傷害を被り手術を受けることを要します(*1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った傷害を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた手術については、共済金お支払いの対象となります。)	重大手術(*4) 傷害入院共済金日額の40倍 上記以外 保害入院共済金日額の10倍 人院中 傷害入院共済金日額の10倍 人院中以外 保害入院共済金日額の5倍 傷の処置、抜歯、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術(時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等)があります。	④戦争、内乱、暴動 ③核燃料物質の有害 な特性 ⑥上記④、⑤に随伴して生じた事故 2. 以下の事由による傷害を被った場合、酒気帯 が運転中に生じた事故 ②地震、噴火もしくはこれらによる事由には して生じた事故 ③刑の執行
医療保険	疾病入院共済金	被共済者(共済の対象となる方)が疾病を被り、その直接の結果として、その疾病の治療を直接の目的として入院したとき ※疾病入院共済金が支払われる入院中、さらに別の疾病を被った場合でも疾病入院共済金は重複してはお支払いできません。	被共済者が共済期間中に疾病を被り入院を開始することを要します(*1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った疾病を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に開始した入院については、共済金お支払いの対象となります。)	疾病入院共済金日額 ×入院期間 (1回の入院(*2)について、疾病入院共済金支払限度期間に規定する 日数が支払限度日数となります。)	④精神障害を原因とする事故 3. アルコール依存および薬物依存により「共済金をおよいする場合」に該当したとき 4. むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
PX.	疾病手術共済金	被共済者(共済の対象となる方)が疾病を被り、その治療を直接の目的として、共済期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術を受けたとき	被共済者が共済期間中に疾病を被り手術を受けることを要します(*1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った疾病を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた手術については、共済金お支払いの対象となります。)	重大手術(*4) 疾病入院共済金日額の40倍 疾病入院共済金日額の10倍 疾病入院共済金日額の10倍 入院中 疾病入院共済金日額の5倍 傷の処置、抜歯、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術(時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等)があります。	ただし、1. ④⑤⑥、2.②等に該当した被共済者の数別が、この共済者の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全び程度になら会社は、その程度に応じ、共済金の全額をお支払いすることがあります。
	放射線治療共済金	被共済者(共済の対象となる方) が傷害または疾病を被り、その治療を直接の目的として、共済期間中に公的医療保険制度に基づく 医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療を受けたとき	被共済者が共済期間中に傷害または疾病を被り放射線治療を受けることを要します(*1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った傷害または疾病を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた放射線治療については、共済金お支払いの対象となります。)	疾病入院共済金日額×10倍 ※血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	

	共済金 等の種類	共済金をお支払いする場合	共済期間と支払責任の関係	お支払いする共済金	共済金を お支払いしない主な場合
医療	先進医療共済金	被共済者(共済の対象となる方)が 傷害または疾病を被り、その直接の 結果として、先進医療を受けたとき 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療でとに厚生労働大臣が症める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。(共済期間中に対象となる先進医療は変動します。)	被共済者が共済期間中に傷害または疾病を被り先進医療を受けることを要します(*1)。(ただし、初年度契約の共済期間の開始時より前に被った傷害または疾病を原因とする場合でも、初年度契約の共済期間の開始日からその日を含めて1年を経過した後に受けた先進医療については、共済金お支払いの対象となります。)	疾病入院共済金日額×先進医療の 技術に係る費用に応じて(10倍~ 610倍)	1. 以下の報告 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
医療保険	*1	この共済契約が継続契約である場合 みます。	 降に傷害または疾病を被った場合を含	れらの事由に随伴して 生じた事故 ③刑の執行	
	*3	せた入院をいいます。ただし、入院が 院した場合は、前の入院とは異なった 入院の原因となった身体障害と医学	:該当する入院をいいます。  継続した入院  となった身体障害 (*3)によって再入院  終了した日からその日を含めて6ヶ月を経う  :入院として取扱います。  上重要な関係がある身体障害を含みま	過した日の翌日以降に被共済者が再入 す。	④精神障害を原因とする事故 3. アルコール依存および薬物依存により「共済金をお支払いする場合」に該当したとき 4. むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの等
	  *  *	「重大手術」とは以下の手術をいいまする特約が自動セットされています。) ①がんに対する開頭・開胸・開腹手 瘍開胸摘出術 ③心臓・大動脈・・ 肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部 継続加入であっても、共済期間開始日 継続加入であっても、共済期間開始日 契約が継続している限り、入院日数に	ただし、1. (④)⑥、2.(②等に移 当した被共済者の数の増加 が、この共済の計算の基礎に 及ぼす影響が少ない場合は、 全国商工会会およで応応 じ、共済金の全額をお支払い することや、その金額を削減し てお支払いすることがあります。		

## ◆トータル「がん」補償(がん保険部分)

	共済金 等の種類	共済金をお支払いする場合	共済期間と 支払責任の関係	お支払いする共済金
がん保険	がん診断共済金	被共済者(共済の対象となる方)が、次のいずれかに該当した場合 (1)初めてがんと診断確定された場合 (2)この共済契約が継続契約の場合において、初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済期間中に既に診断確定されたがん(以下「原発がん」といいます。)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき (3)原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 (注)がんの診断確定は、病理組織学的所見によりなされることを要します。また、同一被共済者についてがん診断共済金の支払は共済期間を通じて1回に限り、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断共済金をお支払いできません。	被共済者が共済期間中 にがんと診断確定される ことを要します。	がん診断共済金額
	共済金院	被共済者 (共済の対象となる方) ががんと診断確定され、その診断確定されたがんを直接の原因として、その診断確定されたがんの治療を直接の目的として所定の病院または診療所に入院した場合 ※がん入院共済金が支払われる期間中、さらにがん診断共済金の支払事由に該当しても、がん入院共済金は重複してはお支払いできません。	被共済者が共済期間中 に入院を開始することを 要します。	がん入院共済金日額× がん入院期間
	ガん手術	被共済者 (共済の対象となる方)ががんと診断確定され、その診断確定されたがんの治療を直接の目的として所定の病院または診療所で所定の手術を受けた場合 (注)手術の内容・種類によっては、回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。	被共済者が、共済期間中に手術を受けることを要します。	がん入院共済金日額×手術の種類により(7.5倍~40倍) (注)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ支払います。

補償対象となる「がん」:この共済で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内がんのことをいい、具体的には平成6年10月12日総務庁告示第75 号に定められた分類項目ならびに、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICDー10(2003年版) 準拠」に定められた内容によるものとします。 なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫などは、この共済の補償対象となり

★本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」を、保険約款に基づき、それぞれ「保険」に読み換えるものとします。

10

# ご加入にあたって

#### ご加入の際のご注意

- ①告知義務(ご加入時に全国商工会連合会に重要な事項を申し出ていた だく義務)等
- ●加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項 (告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してくださ い。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場 合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、共済金 をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。告知事項は、 以下の事項となります。
- ●被共済者(共済の対象となる方)ご本人のお仕事の内容
- ●加入者および被共済者の氏名(ふりがな)についても併せてご確認い ただきますようお願いいたします。
- ②継続してご加入頂く場合は、現在のご契約について共済金請求忘れが ないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点が ございましたら、ご加入の商工会まですぐにご連絡ください。なお、本パンフ レットの内容は2014年11月1日以降の補償内容です。それより前の補 償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

#### もし事故が起きたときは

- ①事故の通知:ご加入後、事故が起きた場合、事故の日時、場所、被害者 名、契約者番号、被共済者コード等を速やかにご加入の商工会にご通
- ②共済金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③けがを被ったとき既に存在していたけがや病気の影響等により、けがの 程度が加重された場合は、お支払いする共済金が削減されることがあ

### ◆「病気」の補償 ◆トータル「がん」補償

#### ご加入にあたって

- ①この共済は、死亡と通院に対する補償はありません。
- ②お支払いいただく掛金は、被共済者(共済の対象となる方)契約年齢 (\*)によるご加入プランにより異なります。
- ③過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りするこ とがあります。
- ④共済期間(ご契約期間)の中途でご加入者からの申し出による共済金 額(ご契約金額)の増額等はできません。また、被共済者の追加等する 場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合に は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、共済金を お支払いできないことがあります。
- ⑤新規ご加入時の共済期間(共済のご契約期間)の初日からその日を含め て90日(待機期間)を経過した日までにがんと診断確定された場合は、が ん診断共済金・がん手術共済金・がん入院共済金はお支払いできませ ん。また、共済期間開始前にがんと診断確定されていた場合は、ご契約 者、被共済者または共済金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、 ご契約は無効となります。(この場合お支払いいただいた掛金を返還できないことがあります)ただし、共済金受取人のみがその事実を知っていた 場合には掛金を返還します。(がん保険)
- ⑥新規のご加入のお取扱いは、加入者資格を満たす方で共済期間の開 始時点で満65歳以下の方(シニア医療特約、シニアトータル「がん」補 償では満74歳以下の方)に限ります。継続のお取扱いは、シニア医療特 約、シニアトータル「がん」補償では満80歳以下の方に限ります。
- \*「契約年齢」とは、2014年11月1日における満年齢をいいます。

#### ご加入の際のご注意

- ①告知義務(ご加入時に全国連・引受保険会社およびその代理店に重要 な事項を申し出ていただく義務)等
- ●加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告 知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。お 答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を 記載しない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する 場合、共済金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください (引受保険会社の代理店には告知受領権があります。)。告知事項は、 以下の事項となります。(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)
- ●被共済者(共済の対象となる方)本人の生年月日および性別
- ●被共済者の健康状態(新規加入および被共済者を追加する場合
- ●他の保険契約等(\*)を締結されている場合には、その内容(同時 に申し込む契約を含みます。)

- \*「他の保険契約等」とは、この共済契約の全部または一部に対して 支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 なお、共済金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認さ せていただくことがございますので、あらかじめご了承いただきますよ うお願い申し上げます。
- ●加入される方および被共済者の氏名(ふりがな)についても併せてご 確認いただきますようお願いいたします。また、過去の傷病歴や現在の 健康状態、満年齢などによりご加入をお断りすることがあります。
- ②継続してご加入いただく場合は、現在のご契約について共済金請求忘 れがないか、今一度確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点 がございましたら、ご加入の商工会まですぐにご連絡ください。なお、本パ ンフレットの内容は2014年11月1日以降の補償内容です。それより前の 補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

#### 共済金の支払事由に該当したときは

- ①共済金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ②病気やけがを被ったとき既に存在していた病気やけがの影響等により、 病気やけがの程度が加重された場合(がんの場合には、がん以外の病 気やけがの影響により、がんの程度が加重された場合等)は、お支払い する共済金が削減されることがあります。
- ③共済金の支払事由に該当した場合には、30日以内にご加入の商工会 にご連絡ください。また、共済金をご請求いただいた場合、全国連ならび に引受保険会社の指定した医師による診断書または病理組織学的検 査の対象となった標本等をご提出いただくことがあります。

### ◆補償共通

#### ご加入後のご注意

- ①ご加入内容の確認・保管:加入者証は加入内容を確認する大切なもの です。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているか どうかをご確認くださいますようお願いいたします。
- 加入者証は共済開始月の中旬以降にお送りいたします。加入者証が到 着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただ きますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の商工会まで お問い合わせください。
- ②ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前に ご連絡ください。また、共済期間中に、本契約の加入対象者でなくなった 場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、共済期間の終了 時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の商 工会までお問い合わせください。
- ③加入内容変更をいただいてから1か月以内に共済金請求のご連絡をい ただく場合には、念のため、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただき ますようお願いいたします。

### ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故 招致の発生を未然に防ぐとともに、共済金の適正かつ迅速・確実な支払を 確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被共済者または同一 事故に係る共済契約の状況や共済金請求の状況について一般社団法 人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っておりま す。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険 会社にお問い合わせください。

# 「病気」の補償・トータル「がん」補償ご加入の皆様へ

ご加入者向けサービス )

で注意:下記記載の電話番号は「メディカルアシスト」の連絡先です。共済の制度の内容、ご加入等のご質問 については、パンフレットに記載のご加入の商工会までお問い合わせください。

# メディカルアシスト\*1

日常のおからだの悩みから急な発病やけがまで、おからだの「もしも」を 万全の体制でアシストします。\*\*

24時間365日、お電話1本で「病気やけがのお悩み」や「緊急時の対応」等に無料でお応えします。

骨折? 打撲? 判断できない!



お客様専用コールセンターに 救急の専門医および看護師が「常駐」

現役の救急の専門医および看護師が、 緊急の医療相談に24時間お電話で対 応します。



叔母がけがをして、 日曜日でどうしてよいかわ からず、お電話したところ、 非常に対応がよかったです。 病院に行ったら骨折してました。 本当に感謝しています。

ご家族(80歳代女性)のおけがのことでのご 相談。医療機関の受診をおすすめしたとこ ろ、翌日、お礼のお電話をいただきました。

家族の病気のこと、 いろいろ知りたい!



30以上の診療分野ごとに 専門医への相談が可能

# 2 予約制専門医相談

輪番で常駐する専門医が、専門的な医 療・健康電話相談をお受けします。(予 約制)



以前にも脳神経外科の専門 医相談を利用したことがあります。 とても心強い先生で、あんな にやさしく対応いただいた のは初めてでした。 本当にありがとうございました。

90歳代のお母様の体調のことで専門医相 談をご利用いただいた60歳代女性より、お礼 の言葉をいただきました。

夜中に子どもの 容体が急変!



お客様の症状に応じて全国45万件の 医療機関等をデータベースからご案内

医療機関案内

夜間の救急医療機関や、旅先での最寄 りの医療機関をご案内します。



深夜に電話ができて助かり ました。 医療機関を紹介いただき、早期 に受診できたので、大事に至ら ず、現在は回復傾向にあります。 本当にありがとうございました。

深夜1時、「嘔吐が止まらない」という4歳児の お母様からのご相談。自宅付近の医療機関を 3件ご紹介し、早期受診をおすすめしました。翌 日、お礼のお電話をいただきました。

※お客様からいただいた声の原文ではなく、東京海上日動がその趣旨を踏まえて、記載・要約した内容を掲載しています。

出張先で倒れ入院。 自宅近くの病院に 転院したい・・・。



豊富な経験・高度なノウハウ

# 4 転院・患者移送手配

救急病院から自宅最寄りの病院への転院や、ご自宅へ戻 る場合、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等の一連 の手配を承ります。(実費はお客様のご負担となります。)

行ったが、よくわか らなかった。



患部ごとに専門医が対応、より細やかなご相談が可能

# 5 がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な看護師、メディカ ルソーシャルワーカー(\*3)がお応えします。さらに、がんと戦 う患者とそのご家族が抱える心の問題にも向き合います。

●受付時間

1345 24時間365日

2 事前予約(予約受付は、24時間365日)

●メディカルアシストのお問い合わせ

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。) お電話の際は必ず加入者証に記載の契約者番号(加入者番号)を オペレーターにお伝えください。

- \*1 本サービスは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
  \*2 ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者、ご加入者(いずれも法人は除きます。)、被保険者(保険の対象となる方をいい、法人は除きます。)、またはご契約者、ご加入者もしくは被保険者の配偶者・親族(以下相談 付象者といいます。)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちいずれかの方からの直接の相談に限ります。
- \*3 医療機関において、患者様とご家族の抱える心理・社会・経済的な問題に対して、課題解決への支援を行う専門職をいいます。
- ※上記のサービスは、東京海上日動火災保険株式会社の提携会社を通じてご提供します。※サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」「契約者番号(加入者番号)」等を確認させていただきますのでご了承願います。

★本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」を、保険約款に基づき、それぞれ「保険」に読み換えるものとします。

# 重要事項説明書〈契約概要・注意喚起情報のご説明〉

#### 契約概要・注意喚起情報のご説明

- ●本説明書はご加入いただく共済に関するすべての内容を記載し ているものではありません。詳細につきましては、契約者である全 国商工会連合会にお渡ししております共済約款によりますが、こ 不明点等につきましては本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、保険会社引受部分の主な保険約 款については東京海上日動火災保険株式会社のホームページ (http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan. html)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください (ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲 載していない商品もあります。詳しくは本パンフレット記載の問い 合わせ先までお問い合わせください。)。
- ●契約概要はご加入いただく共済の商品内容をご理解いただく ために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前 に必ずお読みください。
- ●注意喚起情報はご加入いただく共済のお申込みをいただくに 際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いた だきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読 みください
- ●ご家族等の方が被共済者(共済の対象となる方または補償を 受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の 内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。
- ※本パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保 管いただきますようお願いいたします。

### 契約概要のご説明

#### 1.制度の仕組みおよび引受条件等

#### (1)制度の仕組み

「けが」の補償は、全国商工会連合会(以下、全国連)が行う自家共済

「病気」の補償は、全国連が行う自家共済と損害保険会社の医療保険 (1年契約用)をセットした制度であり、損害保険会社の引受部分につき ましては、東京海上日動火災保険株式会社の医療保険(1年契約用) 普通保険約款、特約にしたがって保険金をお支払いします。

トータル「がん」補償は、全国連が行う自家共済と損害保険会社の医療 保険(1年契約用)とがん保険(1年契約用)をセットした制度であり、損 害保険会社の引受部分につきましては、東京海上日動火災保険株式 会社の医療保険(1年契約用)・がん保険(1年契約用)の普通保険約 款、特約にしたがって保険金をお支払いします。

損害保険会社の保険契約については、全国連を契約者とし、全国連の 会員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができ る方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。ご加入いた だける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認くださ

#### (2)加入者

この共済の加入資格を有する方は、商工会の会員(法人会員の役員を 含む)およびその家族、会員の従業員およびその家族、商工会・県連・ 全国連の役職員およびその家族の方となります。加入者には共済掛金 をご負担いただきます。

#### (3)被共済者

この共済の被共済者として加入者が指定できる方は商工会の会員 (法人会員の役員を含む)およびその家族、会員の従業員およびその 家族、商工会・県連・全国連の役職員およびその家族であり、健康で 共済期間開始日(毎年11月1日)における年齢が各プランに定める契 約年齢の範囲内の方となります。被共済者は共済の対象となります。

#### (4)補償の内容・共済期間(共済のご加入期間)

①共済金をお支払いする主な場合、お支払いする共済金、②共済金を では、からればいる主な場合、③共済(保険)期間などにつきましては、パンフレット等をご確認ください。なお、既に他の同種の保険商品等をご契約されている場合には、補償が重複し、掛金が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。また共済(保 険)期間は2014年11月1日午後4時から2015年11月1日午後4時ま での1年間とかります。

#### (5)引受条件(共済金額等)

この共済での引受条件(共済金額等)は予め定められたご加入プランの中からお選びいただくこととなります。ご加入プランについての詳細は 本パンフレットをご参照ください。

#### 2. 掛金·払込方法

掛金はご加入いただくご加入プランなどによって決定されます。掛金・払 込方法につきましては、本パンフレットをご参照ください。

#### 3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済には満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### ●保険会社 引受部分

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1)商品の仕組み

この保険は、全国連をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保 でいた際は、主国建立と実わることができる方をでいた映る(味 険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下 同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険 契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。 この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の

#### (2)補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

の共済金をお支払いする主な場合、お支払いする共済金、②共済金を お支払いしない主な場合、③共済期間などにつきましては、約款等をご 確認ください

#### (3)引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご加入プラン の中からお選びいただくこととなります。ご加入プランについての詳細は 約款等をご確認ください。

#### 2.保険料·払込方法

保険料はご加入プラン等によって決定されます。保険料・払込方法につ いては、約款等をご確認ください。

#### 3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 注意喚起情報のご説明

#### 1. 補償の重複に関するご注意

既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しを ご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見 直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がな くなってしまうことがありますのでご注意ください。

#### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1)ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

- ○共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に補償しあう制度で す。したがって、初めから共済金等のお支払いが発生するリスクが高い
- 方等が無条件にご加入されますと掛金負担の公平性が保たれません。 ○このためご加入時には、告知義務(ご加入時に全国連・引受保険会 社およびその代理店に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(引受保険会社の代理店は引受保険会社に代わって告知を受領 することができます。)。告知義務の内容等については約款等をご確 認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、 被共済者(共済の対象となる方)となられる方の健康状態に応じてお 引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によって はお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する 告知は必ず被共済者(共済の対象となる方)となられる方ご自身が事 実をありのままに正確にご回答ください。
- ○もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違う ことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、全国連ならびに 引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあり ます。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセッ トされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます)は、 以下の取扱いとなります。
- ・共済期間が1年以内のご契約の場合:支払責任の開始日(\*1)から 1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した 場合や②共済金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違 反」としてご契約を解除することがあります。
- ・共済期間が1年を超えるご契約の場合:支払責任の開始日(\*1)から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した 場合や②共済金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。 \*1 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違う
- ことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。
- ○ご契約を解除した場合には、たとえ共済金をお支払いする事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。ただし、「共済金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係が ない場合は、共済金お支払いの対象となります。
- ○なお、ご契約を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況 により共済金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療 水準では治ゆが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかっ た場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関 わらず、共済金をお支払いできないことがあります。
- 加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

#### (2)ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ○通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に全国連・引 受保険会社およびその代理店に連絡していただきたい義務)や各種 手続き等については約款等をご確認ください。ご連絡や手続き等がな いと、ご契約を解除したり共済金をお支払いできないこと等があります。
- ○ご連絡いただいた内容によっては、掛金が変更になることがあります。 なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変 更が生じたとき以降の期間に対して算出した掛金を請求または返還

#### (3)共済契約の失効

福祉共済【「けが」の補償】を解除(任意解約)した場合には、【「病気」 の補償】についても解除したものとみなします。

#### (4) 次回継続契約のお引受け

共済金請求状況等によっては、次回以降の継続のお引受けをお断り したり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承く ださい。

#### 3.責任開始期

共済責任は、原則として、約款等記載の共済期間の開始時から始まります。 ただし、共済の種類によっては、新規ご加入の場合、共済金お支払いの

# ご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

対象とならない期間がありますので、詳しくは、約款等にてご確認ください。

#### 4. 共済金をお支払いしない主な場合等

#### (1) 始期前発病不相保の取扱い変更

#### (約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病を共済金支払事由と する商品にかぎります)

で契約を更新されてきた最初の共済契約(初年度契約といいます。)の 支払責任の開始日よりも前に被っているけがまたは病気・症状を原因 とする支払事由の発生があっても共済金のお支払い対象とはなりませ 4 (検知前発生本程度にいいます。) ん。(始期前発病不担保といいます。)

ただし、初年度契約の支払責任の開始日よりも前に被っているけがま たは病気・症状を原因とする支払事由が支払責任の開始日からその日 を含めて1年を経過した後にはじめて発生したときは、共済金のお支払 い対象となります。

#### (2)その他

約款等をご確認ください。

#### 5.共済引受者および保険会社破綻時の取扱い

この共済は、共済金支払に備えて十分な対策を講じておりますが、万が一共済引受者である全国連の運営管理する特別会計が破綻した場合 等には、共済金等をお支払いする金額が一部削減されることがあります。また引受保険会社の経営が破綻した場合等には、共済金、返れい金等の 支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

#### 詳細は後記〈引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて〉 等をご確認ください。

後記〈個人情報の取扱いに関するご案内〉もしくは加入依頼書等をご確 図ください

#### 7. 新たな共済契約への乗換えについて

6. 個人情報の取扱いについて

現在のご契約を解約、減額等をすることを前提に、新たな共済契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。 ①現在のご契約を解約、減額等される場合の不利益事項

- ○多くの場合、返れい金はお払込掛金の合計額より少ない額となりま す。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなることがあります。 ②新たな共済契約にご加入される場合のご注意事項
- ○新たにご加入の共済契約について、被共済者(共済の対象となる方)の健康状態等によりお断りする場合があります。 ○新たにご加入の共済契約の掛金については、共済期間(新たにご加
- 入の共済契約のご契約期間)の初日における被共済者(共済の対 象となる方)の年齢等により計算される場合があります。
- ○新たにご加入の共済契約の掛金については、掛金の計算の基礎 となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる 場合があります。
- ○新たにご加入の共済契約について告知をいただく際、告知されな かったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご契 約が解除され共済金が支払われない場合があります。
- ○新たにご加入の共済契約の保険始期前に被ったケガまたは病気 症状に対しては、共済金が支払われない場合があります。 現在のご契約を継続していれば共済金のお支払い対象となる場 合でも、乗換えで新たにご契約の保険契約ではお支払い対象にな
- らないことがあります。 ○新たにご加入の共済契約の保険期間の初日と支払責任の開始日 が異なることがあります。
- (例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約ががんである場合、保険 期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時 より前の期間については、共済金をお支払いできません。この期間中 に現在のご契約を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

#### 8. 被共済者(共済の対象となる方)からのお申し出による解約 被共済者(共済の対象となる方)からのお申し出によりその被共済者(共済の対象となる方)に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続き の詳細については、本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせくだ さい。本内容については、被共済者(共済の対象となる方)となるご家族等の 皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

#### 9. 共済金を加入者が受け取る場合

「けが」の補償について、共済金を加入者が受け取る場合、必ず被共済者 の同意を得てください。また、本人確認のために書類の提出または提示を お願いすることがあります。被共済者の同意を得ないで、加入者が共済金 を受け取る共済契約を結んだときは、その共済契約は無効になりますので、 ご注意ください。なお、被共済者が未成年の場合は必ず親権者または後 見人の同意を得てください。(「病気」の補償、トータル「がん」補償を除く)

#### 10. 共済金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等 事故が発生した場合の手続き等については約款等をご確認ください。

#### (2)共済金請求書類

共済金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類 または証拠をご提出いただく場合があります。

・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発 生したこと、または事故状況等を証明する書類または証拠

・住民票、戸籍謄本等の被共済者(共済の対象となる方)または共済 の対象であることを確認するための書類または証拠

・全国連ならびに引受保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療 内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、 被共済者以外の医師の診断書、領収書および診療明細書等

領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた 物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類

他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会 社が支払うべき共済金の額を算出するための書類または証拠

・全国連ならびに引受保険会社が共済金を支払うために必要な事項の 確認を行うための同意書

#### (3)代理人からの共済金請求

被共済者(共済の対象となる方)に共済金を請求できない事情があり、共 協会の支払を受けるべき被共済者(共済の対象となる方)の代理人がいない場合は、被共済者(共済の対象となる方)の配偶者等のご家族のうち 全国連ならびに引受保険会社所定の条件を満たす方が、被共済者(共済の対象となる方)の代理人として共済金を請求できる場合があります。詳細は、本バンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内 容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

#### 11. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に 応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹 事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社 については、本説明書もしくは約款等をご確認ください。

#### 12. ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時に加入者、被共済者(共済の対象となる方)または共済金受 取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、全国連ならびに引受 保険会社はご契約を取り消すことができます。
- ○以下に該当する事由がある場合は、ご契約は無効になります。
- ご加入時に加入者が共済金を不法に取得する目的または他人に共 済金を不法に取得させる目的をもっていた場合

#### ○重大事由による解除

- 次のいずれかに該当する事由がある場合には、この共済契約を解除し、 全部または一部の共済金をお支払いできないことがあります。\_\_\_\_\_
- ①加入者、被共済者または共済金受取人が全国連ならびに引受保険 会社に共済金を支払わせることを目的として身体障害等を生じさせ、 または生じさせようとしたこと
- ②共済金の請求について、加入者、被共済者または共済金受取人が 詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③加入者、被共済者または共済金受取人が暴力団関係者、その他の 反社会的勢力に該当すると認められたこと

これらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とす

④他の保険契約等との重複によって、共済金等の合計額が著しく過大 となり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。 ⑤上記のほか、①から④と同程度に全国連ならびに引受保険会社の

### <引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、共済金の支払いが

一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。 なお、経営が破綻した場合には、ご加入される共済種類によりまし ては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、共済金は、 所定の割合まで補償されます。

る重大な事由を生じさせたこと。

「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割 合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合
	共済金
医療保険(1年契約用) がん保険(1年契約用)	90%

# 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害

保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

★本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」を、保険約款に基づき、それぞれ「保険」に読み換えるものとします。 14

# ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済をご利用いただけるよう、ご加入いただく共済商品がお客様のご希望に 合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていた だくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。 なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、本パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1.	. 共済商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認く
	ださい。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□共済金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)、お支払いする共済会
--

□共済期間(共済のご契約期間)

□共済金額(ご契約金額)

□掛金·掛金払込方法

2. 加入依頼書等の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入依頼書 等を訂正してください。また、下記の記載事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等 記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

□加入依頼書の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しく記載されていますか?

□加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。

□被共済者(共済の対象となる方)によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?

#### 3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか?

特に「注意喚起情報のご説明」には、「共済金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知 義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意(\*)」が記載されていますので必ずご確認ください。

\*例えば、賠償責任が補償されるご契約の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。

#### 個人情報の取扱いに関するご案内

全国商工会連合会(以下、全国連)および都道府県商工会連合会(以下、県連)・商工会は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを 含みます。)を、共済引受の判断、本契約の管理・履行および付帯サービスの提供ならびに他の共済・保険・金融商品等の各種商品・サービスの 提供・案内、会員の確認、加入者からの照会・応答の他、全国連および県連・商工会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用 させていただきます。

本契約のお申込人および被共済者には、契約の申込にあたり、全国連および県連・商工会が個人情報を下記①から④に記載の提供・利用の 他、上記目的のために提供・利用することについてご同意いただきますようお願い申し上げます。なお、ご同意いただけない場合には、本契約をお 引き受けすることができませんのでご了解下さい。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医師、調査会社、保険会社、金融機関等に対して個人情報を 提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、共済金・給付金支払い等の可否を判断するために、個人情報を県連・商工会やリスクヘッジ会社と共同して利用すること。

③全国連と県連・商工会との間で各種金融商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同利用すること。 ④リスクヘッジ契約の締結、リスクヘッジ契約に基づく通知、リスクヘッジの請求等のために個人情報をリスクヘッジ会社等に提供すること。

全国連と県連・商工会の一覧、各種商品やサービスの一覧、全国連における個人情報の取扱については、全国連ホームページ

(http://www.shokokai.or.jp/)をご覧下さい。

#### 東京海上日動火災保険株式会社における個人情報の取扱いに関するご案内

ご契約者である全国商工会連合会は東京海上日動火災保険株式会社に加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災 保険株式会社および東京海上グループ(※)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約 の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記① から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により 業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の 請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。

- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を全国商工会連合会および都道府県商工会
- 連合会・商工会、他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。 ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社との間または東京海上日動火災保険株式会社と同社の提携先企業等との間で 商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること。
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提 供すること
- ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使 のために、個人情報をその担保権者に提供すること。 ※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東
- 京海上日動あんしん生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。 東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービ スの一覧、東京海上日動火災保険株式会社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保 険株式会社のホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)をご参照ください。

★本バンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」を、保険約款に基づき、それぞれ「保険」に読み換えるものとします。

大切さに 関する ご案内

# 告知の大切さについて、 説明させてください。

#### 健康状態の告知が必要となるケースは以下のとおりです。

●「病気」の補償、トータル「がん」補償に新たにご加入される場合。

告知書は被共済者ご自身がありのままにご記入ください。 告知の内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、 共済金をお受け取りいただけないことがあります。



お申込み後、共済金請求時等に、 告知内容について ご確認させていただく場合があります。





# 告知いただく内容例(注)は次のとおりです。

- 🚹 入院または手術の有無(予定を含みます)
- 🔼 告知書記載の特定の疾病に関する、 過去2年以内の医師の指示による 検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無 など

●現在、医師に手術をすすめられている。 ●過去2年以内に告知書記載の特定の 疾病について医師の指示による投薬 を受けていたが、現在は完治している。

以下のケースもすべて告知が必要です。

●病気治療後医師の指導で定期的に 検査を受けている場合(経過観察中)

(注)告知いただく内容は、共済種類等によって異なりますのでご注意ください。 詳しくは加入依頼書等の告知項目をご覧ください。

## ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- ●新たな共済契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があ ります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。
- ●告知すべき内容を後日思い出された場合には、本パンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡く ださい。
- ●「病気」の補償、トータル「がん」補償の医療補償部分については、支払責任の開始する日よりも前 に被っているけがまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場 合には、その原因が告知対象外のけがまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場 合であっても、共済金お支払いの対象とならないことがあります。(ただし、支払責任の開始する日か ら1年を経過した後に開始した入院等については、共済金お支払いの対象となります。

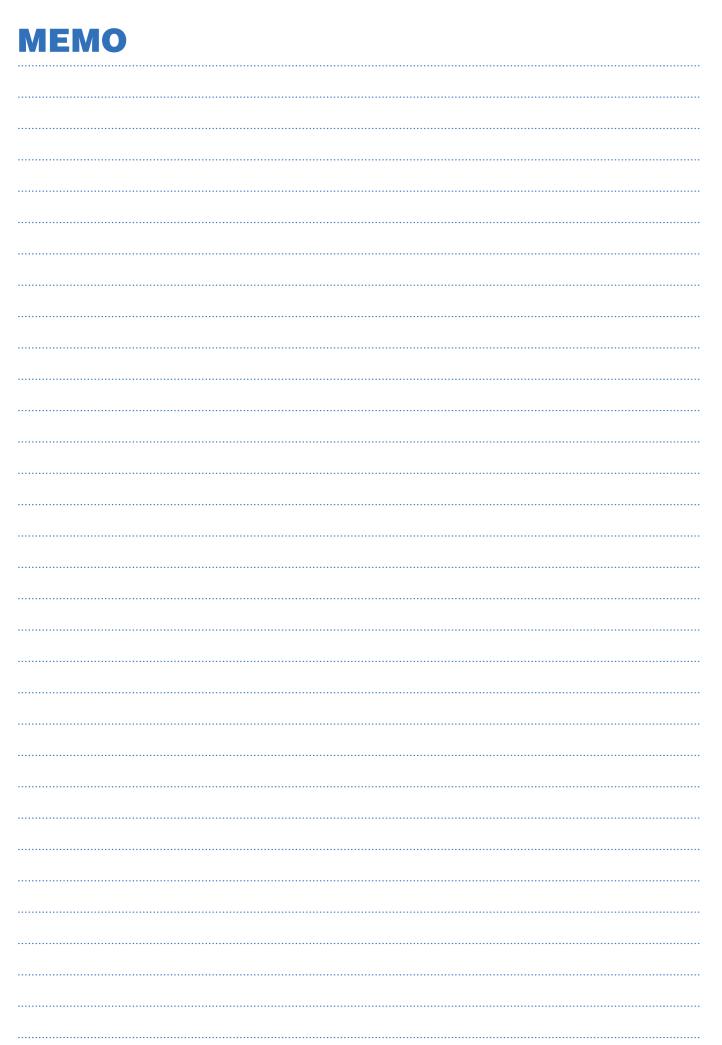


16

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、本パンフレットに記載のお問い合わせ先までご照会ください。

★本パンフレットで使用している用語のうち損害保険会社の引き受け部分については「共済」を、保険約款に基づき、それぞれ「保険」に読み換えるものとします。

15



MEMO	